様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

四万十市長 様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※法人の場合は所在地・代表者職・氏名・法人設立日

四万十市農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼交付請求書

　四万十市農業者等物価高騰対策支援金交付要綱第５条の規定により支援金の交付を受けたいので、裏面の特記事項について理解・誓約のうえ、関係書類を添えて申請し、請求します。

記

１　申請区分・交付申請額（交付請求額）　　　□個人　□法人　□認定新規就農者

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分（〇印記入） | 申請内容（数量等記入） |
|  | ①米生産者経営意欲向上支援金 | ①1,400袋以上出荷又は販売 | 定額20万円 | 袋 |
| ②700袋以上1,400袋未満出荷又は販売 | 定額15万円 | 袋 |
| ③400袋以上700袋未満出荷又は販売 | 定額10万円 | 袋 |
| ④100袋以上400袋未満出荷又は販売 | 定額５万円 | 袋 |
| ⑤70袋以上100袋未満出荷又は販売 | 定額３万円 | 袋 |
|  | ②農業用資材価格高騰対策支援金 | 令和５年中(※)の農業収入のうち販売金額が50万円以上※認定新規就農者は令和５年中又は令和６年中 | 定額３万円 | 円 |
|  | ③飼料高騰対策支援金 | 定額20万円 | 円 |
| 交付申請額（交付請求額） | 円 |

※本申請書は、市において支援金の交付を決定した後は、交付決定の日を請求日とし、請求書として取り扱います。

２　補助金の振込先　　※申請者と口座名義は必ず同一にしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・信用組合農協・信用金庫 | 支店名 | 支店  店  |
| 種　　別 | 普通 ・ 当座 ・ その他 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

３　添付書類

　(1) 令和５年に主食用米、もち米、飼料用米、米粉用米又は酒米を自ら生産し、令和５年中に出荷又は販売した数量がわかるもの（出荷伝票・領収書等の写し）　※申請区分①のみ

(2) 令和５年中の農業収入を確認できるもの（申告書、収支内訳書、決算書等の写し）※申請区分②・③のみ

(3) 四万十市税等の納税証明書

(4) 振込先口座の通帳の写し

---------------------------------四万十市農林水産課記入欄---------------------------------

□米の出荷伝票等　□ＪＡ出荷証明（照会確認）

□税申告書類等　　□納税証明書　　□通帳の写し　　　　交付決定日：令和　年　月　日

|  |
| --- |
| 特記事項私は、四万十市農業者等物価高騰対策支援金を申請するにあたり、次の内容について理解・相違がないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は支援金を返還することに異議ありません。この支援金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした国の重点支援地方交付金を活用しています。各区分の重複申請はできません。□　令和５年に主食用米、もち米、飼料用米、米粉用米又は酒米を自ら生産し、令和５年中に出荷又は販売していること。ただし、規格外（くず米）は除く。□　令和５年中（※）に農畜産物の生産及び販売を目的として農業を営んでおり、農業収入のうち販売金額が50万円以上であること。※令和５年度中に認定新規就農者に認定された者は令和５年中又は令和６年中□　令和６年１月１日現在、市内に住所を有する個人又は所在地（本店・主たる事務所）を有する法人であること。* 今後も継続して農業を営む意思があること。

□　申請日時点において市税等の滞納がないこと。□　支援金の交付に関する要件の確認のために、市から提出書類の内容に関する問い合わせや、追加で書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに対応します。□　規則第４条第２項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。また、これらに該当しないことを確認するため、中村警察署に照会することに同意します。□　支援金の申請によって市が把握した個人情報について、交付要件の確認のために、市が必要の範囲内で市担当部署に照会することに同意します。□　（米生産者のうちＪＡ出荷数量が不明の場合）令和５年産米のＪＡ出荷にかかる出荷数量証明について、市からＪＡ高知県に照会しデータ提供を受けた上で、申請数量とすることに同意します。 |

生産品目　　□米　（□主食用（もち米含む。）□飼料用米　□米粉用米　□酒米）

□施設野菜（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□露地野菜（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□果樹　　（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□畜産　　（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他　（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）